## 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十一条第三項の規定により、 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。 なお、関係区の住民および利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議 に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月一日 東京圏国家戦略特別区域会議

 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類 東京都市計画都市再生特別地区(大手町地区) 当該事項を定める土地の区域(追加する部分) 東京都千代田区大手町一丁目及び大手町二丁目並びに 中央区八重洲一丁目各地内

#### 二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)並びに千代田区役所及び中央区役所

- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 **意見書の提出先** 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課
- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類 東京都市計画下水道(東京都公共下水道)(銭瓶町ポンプ場)) 当該事項を定める土地の区域(追加する部分) 東京都千代田区大手町二丁目地内

# 二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び千代田区役所

- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 **意見書の提出先** 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

## 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十一条第三項の規定により、 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。 なお、関係区の住民および利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議 に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月月一日 東京圏国家戦略特別区域会議

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類 東京都市計画地区計画品川駅周辺地区地区計画 当該事項を定める土地の区域 東京都港区港南一丁目、港南二丁目、芝浦四丁目、 高輪二丁目及び高輪三丁目各地内
- 二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び港区役所
- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 **意見書の提出先** 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類 東京都市計画土地区画整理事業品川駅周辺土地区画整理事業 当該事項を定める土地の区域 東京都港区港南一丁目、港南二丁目、芝浦四丁目、 高輪二丁目及び高輪三丁目各地内
- 二 縦覧場所 港区街づくり支援部都市計画課 (港区役所六階北側)
- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 **意見書の提出先** 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号 港区街づくり支援部都市計画課
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類 東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 332 号線 当該事項を定める土地の区域 東京都港区高輪二丁目及び港区港南二丁目各地 内
- 二 縦覧場所 港区街づくり支援部都市計画課 (港区役所六階北側)
- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 **意見書の提出先** 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号 港区街づくり支援部都市計画課

## 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十一条第三項の規定により、 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。 なお、関係区の住民および利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議 に対して意見書を提出することができる。

平成二十七年十二月一日 東京圏国家戦略特別区域会議

- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類 東京都市計画地区計画臨海副都心有明北地区地区計画 当該事項を定める土地の区域 変更する区域

東京都江東区有明一丁目、有明二丁目、有明三丁目及び東雲二丁目各地内

#### 二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び江東区役所

- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 **意見書の提出先** 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類 東京都市計画防火地域及び準防火地域 当該事項を定める土地の区域 変更する区域

東京都江東区有明二丁目及び有明三丁目各地内

- 二 縱覧場所 江東区都市整備部都市計画課 (江東区役所五階)
- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 **意見書の提出先** 東京都江東区東陽四丁目十一番二十八号 江東区都市整備部都市計画課